

1964年4月3日(第7日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時34分~午後時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久安	2番	比嘉定亮	3番	天仲久盛
4番	安次官	5番	石川嘉真	6番	仲村里春
7番	稲嶺正	8番	石田真英	9番	安里明
10番	又吉正	11番	石川真	12番	安大川昇
13番	伊佐真	14番	仲村喜永	15番	大官城盛
16番	宮里眞	17番	伊佐貞	18番	中里幸
19番	武島行男	20番	仲村盛	21番	古波清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	呉屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正義	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	園吉 真義
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 善光

議事

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 諮問第2号, 市有財産の管理及び処分について。
- ” 2. 議案第7号, 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。

1964年4月3日(第7日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時34分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久宴	2番	比嘉定	3番	天久盛
4番	安次富	5番	石嘉川	6番	仲村久
7番	稲嶺正	8番	石田川	9番	安里盛
10番	又吉正	11番	石川	12番	大川
13番	伊佐真	14番	仲村喜	15番	大宮城
16番	宮里敏	17番	伊佐貞	18番	中里幸
19番	武島行男	20番	仲村盛	21番	古波清

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	呉屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正義	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	国吉 真義
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 善光

議事

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諮問第2号, 市有財産の管理及び処分について。

* 2. 議案第7号, 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。

議 長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は
成立いたしますので、只今より本日(第7日目)の開議開きます。
(午前10時34分)

議 長～暫休憩いたします。(午前10時35分)

議 長～再開いたします。(午前10時50分)

議 長～日程第1.諮問第2号,市有財産の管理及び処分についてを議題と
いたします。本案は先に質疑の段階において継続審議になつており
ましたので引続き本案に対する質疑を求めます。

16番 処分の時期及び方法の所の(口)前項が適當でない場合は、一般競争
入札をすとなつておりますが、現在の契約条項との関連はどうか
いるか、それから地料の問題で管理状況はどうかお伺いし
ます。

助 役～契約状況の関係については、状況としては市が使う場合においては
いつでも返すという条件ですが、それから一般競争入札に移すというふ
うな場合民法との関係については、そういう事案も出て来るんぢや
ないかと思つておりますが、しかしその方は諮問してありますのは
原則的には契約関係者との何を原則に取つておりますので、しかし
一般競争入札に付した場合には、民法との関連も出て来はせんかと
思つております。現在の管理状況については現在入つてゐる分につ
いては全部契約されておりますので、契約によつての使用料の方は徴収され
ております。

5番～関連質問いたします。只今の処分時期及び方法の(口)の項の方で
ありますが、宮里議員の質問に対して只今助役の説明の中に民法と
の関連はするといふような説明であつた様に受け取つておりますが
そういう意味ですか。

助 役～一般競争入札にした場合において民法との関連といふような何ぞと
ございますので、そう云う場合はありうるんぢやないかという事です

5番～民法の賃貸借に関する法律その民法の賃貸借に関する法律に照して
この(口)項はむじゆんするといつた考えはなかつたですか、結局
ここに(口)前項が適當ぢやない場合は一般競争入札とすると打出
したからには、それのからんでおるといふような意味が多分にある
と思ひますが、であるからには民法の賃貸借に関する法規には、て
いしよくしないといふ前提でこつうふうに出したんですか。

助 役～ていしよくしない何んぢやなくして、ていしよくする場合もありう
るという訳であります。

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定よつて議会は成立いたしますので、只今より本日(第7日目)の開議開きます。(午前10時34分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時35分)

議長～再開いたします。(午前10時50分)

議長～日程第1.諮問第2号,市有財産の管理及び処分についてを議題といたします。本案は先に質疑の段階において継続審議になつておりましたので引続き本案に対する質疑を求めます。

16番処分の時期及び方法の所の(□)前項が適当でない場合は、一般競争入札をすとなつておりますが、現在の契約条項との関連はどうなつているか、それから地料の問題で管理状況はどうなつてゐるかお伺いします。

助役～契約状況の関係については、状況としては市が使う場合においてはいつでも返すという条件ですが、それから一般競争入札に移すというような場合民法との関係については、そういう事実も出て来るんぢやないかと思つておりますが、しかしその方は諮問してありますのは原則的には契約関係者の何を原則に取つておりますので、しかし一般競争入札に付した場合には、民法との関連も出て来はせんかと思つております。現在の管理状況については現在入つてゐる分については全部契約されておりますので、契約によつての使用料の方は徴収されております。

5番～関連質問いたします。只今の処分時期及び方法の(□)の項の方であります。宮里議員の質問に対して只今助役の説明の中に民法との関連はするといふような説明であつた様に受け取つておりますがそういう意味ですか。

助役～一般競争入札にした場合において民法との関連といふような何でございまして、そう云う場合はありうるんぢやないかという事です。

5番～民法の貸借に関する法律その民法の貸借に関する法律に照してこの(□)項はむじゆんするといつた考えはなかつたですか、結局ここに(□)前項が適当ぢやない場合は一般競争入札とすると打出したからには、それのからんでおるといふような意味が多分にあると思ひますが、であるからには民法の貸借に関する法規には、ていしよくしないといふ前提でこつうこつうに打出したんですか。

助役～ていしよくしない何んぢやなくして、ていしよくする場合もありうるといふ訳であります。

5 番～それならば、契約の中には当局が必要な場合にはいつでも返えずという条項があるから、そういう契約内容になっているからというふうな説明もありましたが、仮りに契約の中に当局が必要な場合には相手の不満も押さえて一方的にいわれるそのまま契約を解除出来るという立場にあるんですか、

助 役～先の質問が現在の契約の条件に**び**についての何を聞いておられましたので、現在条件としての何は市が必要な場合には、いつでも返済するというふうな条件に入つておるといふ何ですが、これが結局はそういう何が入つておるから民法上はていしよくしないというふうな解釈ではございません。それ自体が民法との解釈にも相違が出て来るんじゃないかと思つておる訳です。
(口)の場合にやつた場合の民法との関係は、その場合は(口)の場合ではありまして結局は民法との関連は出て来るんじゃないかという事を申上ておきます。

5 番～それぢや16番さんの、いわゆる関連という立場から市有財産を個人に借してある。いわゆる貸借であるが、その契約の中に市当局が必要な場合にはいつでも契約を解除するというふうに、もし契約条項の中にあるとした場合に、それは有効だと思いますか当局は、

助 役～その場合においては民法と、それから借賃法ですかこれとの関係、借賃法との関係からして、ていしよくするんじゃないかところ思います

5 番～結局仮にそういうふうな貸借の中にそういう契約がありまして、単なる**気**の文くでありまして実際に、そのいつでも使用する場合に契約を解除するというふうな実際の行使は出来るというふうにお考えでありますか、又出来るというふうな解しやくを取つておりますかこの諮問案件と関連した立場でです。例えば今甲というユウの市有財産をちやんと契約を取りかわして貸してあるとします。その契約の条項の中に当局が必要な場合にはいつでも返還に**び**する、いわゆる条文が契約条項がうたわれている場合、それはそのまま行使出来るという考えに立っているんですか、その諮問案件は若し私の質問のポイントはまさか当局がそういう事は知らないということはないはずで、つまり知つておきながらなぜそういうふうな(口)項の文くをわざわざ加入したか、それをお聞きした訳です。

助 役～(口)項の場合はですね。(イ)項の何を原則として何する訳ですがしかし(口)項の場合と申しますと、現在の借りておる**人**が借りておる側の事情によつてどうする事は出来ないという、それは外にやつても良いというふうな結局は自分としては、先取特権を放棄した様な場合にこの方が適用なるんじゃないかと考えております。その方はいつでも市が使う場合においては返還するというふうな契約に基いての(口)項ではございませんので。

5 番～それならば、契約の中には当局が必要な場合にはいつでも返えすという条項があるから、そういう契約内容になつてゐるからというふうな説明もありましたが、仮りに契約の中に当局が必要な場合には相手の不満も押さえて一方的にいわゆるそのまま契約を解除出来るという立場にあるんですか、

助 役～先の質問が現在の契約の条件に**が**についての何を聞いておられましたので、現在条件としての何は市が必要な場合には、いつでも返済するというふうな条件に入つておるといふ何ですが、これが結局はそういう何が入つておるから民法上はていしよくしないというふうな解釈ではございません。それ自体が民法との解釈にも相違が出て来るんじゃないかと思つておる訳です。
(口)の場合にやつた場合の民法との関係は、その場合は(口)の場合ではありまして結局は民法との関連は出て来るんじゃないかという事を申上しておきます。

5 番～それぢや16番さんの、いわゆる関連という立場から市有財産を個人に借してある。いわゆる賃貸借であるが、その契約の中に市当局が必要な場合にはいつでも契約を解除するというふうに、もし契約条項の中にあるとした場合に、それは有効だと思ひますか当局は、

助 役～その場合においては民法と、それから借賃法ですかこれとの関係、借賃法との関係からして、ていしよくするんじゃないかと思ひます

5 番～結局仮にそういうふうな賃貸借の中にそういう契約がありまして、単なる気^きの文くでありまして実際に、そのいつでも使用する場合に契約を解除するというふうな実際の行使は出来るというふうにお考えでありますか、又出来るというふうな解しやくを取つておりますかこの諮問案件と関連した立場でです。例えば今甲というユツの市有財産をちやんと契約を取りかわして貸してあるとします。その契約の条項の中に当局が必要な場合にはいつでも返還に**る**、いわゆる条項が契約条項がうたわれている場合、それはそのまま行使出来るという考えに立つてゐるんですか。その諮問案件は若し私の質問のボイトはまさか当局がそういう事は知らないということはないはずで、つまり知つておきながらなぜそういうふうな(口)項の文くをわざわざ加入したか、それをお聞きした訳です。

助 役～(口)項の場合はですね。(イ)項の何を原則として何する訳ですがしかし(口)項の場合と申しますと、現在の借りておる**人**が借りておる側の事情によつてどうする事は出来ないという、それは外にやつても良いというふうな結局は自分としては、先取特権を放棄した様な場合にこの方が適用なるのではないかと考えております。その方はいつでも市が使う場合においては返還するというふうな契約に基いての(口)項ではございませんので。

5 番～結局契約条項の通り相手側もそのまま自発的にその条文に従うというふうに、そういうケースが出て来た場合には、それに適用するためにこういう(ロ)項を持った訳ですか。

助 役～そうでございます。

5 番～それぢやわかりました。それぢやもう1件お聞きいたします。その現在市有財産やその土地を借りて使用しておられる方々は現在借りているよりも或は又買った方が良いんだと、現在どうすれば良いかそういった点に対するその使用者側がどういうふうに考えているかを御調査なされたことはないですか。

助 役～現在のところ調査はしておりませんが、前に区画整理して貸し付けるんだというふうな時に地元の方からの意向としましては、この際払い下げてくれという要望を受け、現段階においての意向はまだ確めておりません。

5 番～この前払い下げてくれという要望があつたというのは、個人からではなく、その借地人の代表者からののですか。

助 役～そうであります。

10 番～この処分は30番と31番というふうになつておりますが、この中には軍用地その他が含まれておりますが、これはもち論道路では出来来と思ひますが、処分する場合の登記の面ですれ、これも軍用地には、これも付属して返さすのであるか。それはどういふ様な処置にされるか。それについてお伺ひします。

助 役～この方は現在の所30番、31番或はその他においづも同一地番で持つて種々雑多の方法で使われておりますので、仮にこれが払下げというふうなかつこうになつた場合においては、どうしてもこれに各使用者ごとに分筆してから払下げした方が良いんぢやないかという様な考え方であります。

19 番～先程の説明によりますと契約条項の中に市が必要とする場合はいつでも市に返還するという条文がうたわれているという事をおつしやておりましたが、その条文自体は借地法にありまして、単なる法にすぎないという事がうたわれておりますけれども、その場合いわゆるすぢでにそこに建物を立て、借地権というのも成立しておりますが、その場合に当該借地人の結局市のいわゆるそういつた返還に対して反対した場合ですれ、その処置についてどういふ様な方法でやるか。

5 番～結局契約条項の通り相手側もそのまま自発的にその条文に従うというふうに、そういうケースが出て来た場合には、それに通用するためにこういう(口)項を持つた訳ですか。

助 役～そうでございます。

5 番～それぢやわかりました。それぢやもう1件お聞きいたします。その現在市有財産やその土地を借りて使用しておられる方々は現在借りているよりも或は又買った方が良いんかと、現在どうすれば良いかそういった点に対するその使用者側がどういふように考えているかを御調査なされたことはないですか。

助 役～現在のとこと調査はしてはおりませんが、前に区画整理して貸し付けるんだというふうな時に地元の方からの意向としましては、この際払い下げてくれという要望を受け、現段階においての意向はまだ確めてはおりません。

5 番～この前払い下げてくれという要望があつたというのは、個人かられすが、その借地人の代表者からのですか。

助 役～そうであります。

10 番～この処分は30番と31番というふうになつておりますが、この中には軍用地その他が含まれておりますが、これはもち論道路では出来来と思ひますが、処分する場合の登記の面ですね。これも軍用地には、これも付属して返すのであるか。それはどういふ様な処置にされるか。それについてお伺いします。

助 役～この方は現在の所30番、31番或はその他においつも同一地番で持つて種々雑多の方法で使われておりますので、仮にこれが払下げというふうなかつころになつた場合においては、どうしてもこれに各使用者ごとに分筆してから払下げした方が良いんぢやないかという様な考え方であります。

19 番～先程の説明によりますと契約条項の中に市が必要とする場合はいつでも市に返還するという条文がうたわれているという事をおつしやておりましたが、その条文自体は借地法にありまして、単なる法にすぎないという事がうたわれておりますけれども、その場合いわゆるすぢでにそこに建物を立て、借地権というのも成立してはおりますが、その場合に当該借地人の結局市のいわゆるそういった返還に対して反対した場合ですね、その処置についてどういふ様な方法でやるか。

助 役～この方につきまして、先き5番さんの御質問にお答えいたしました通り、(ロ)項で持つてやるというふうな何を~~現~~原則としては(イ)項でもつてやるというふうな何でございしますが、その場合においての処置については強制というふうな何は今の所考えておりません。あくまでも相談でもつて出来るだけ現在の使用者の方が引受けてもらう様な方法で考えております。

19番～あくまでも話合でもつて解決付ける以外はないという訳ですね。

助 役～今の所はそういう事になっております。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時3分)

議 長～再開いたします。(午前11時8分)

1 番～本諮問案の趣旨は現在市有地を建物を目的として貸してあるので、貸してある賃貸料よりは解決した方がよいという趣旨のもとに諮問をやつてゐる訳ですか。
地料の問題が貸した方がよいか。取つた方がよいかという関係と。地料が問題になると思ひます。もち論現在の地料は相当~~安~~いという事は聞いておりますが、借地法の12条でいう地料の値上この引上の請求権が市にはある訳です。従つてそういう方法で一定の希望目的の賃貸料に比較して、その適確であるという様な事について地主側と折衝してありますかどうか、又地主と現在の市と土地賃貸契約の内要はどういうふうな内要であるか、御説明願ひます。

助 役～賃貸料の問題について地主側の方と買主側の方と話合つた事はないそれから契約の内要につきましては年限にして10年、それから先き~~中土~~申上げました。市の方で必要の場合いつでも返還すると、この2ツが主になっております。

1 番～そうしますと、一応現在の地代は10年間は有効であるというふうな解いされるわけです。この契約にしてから10年経過して後は。

助 役～賃貸料の何については、更新することが出来る様な条項になっております。

1 番～そういう条項になる以上はやはり近傍~~近傍~~土地の賃貸料に比較して賃貸料がそうとうの差がある場合は臨時で値上するということが出来るというふうになつて、当然値上は出来るものとして予想される訳です。これを近傍~~近傍~~土地の賃貸料と比較してですね。賃貸料を取つた場合にはどういふ事が考えられるかですね。そこも必要を要する問題ぢやないかどうか、従ひましてもち論現在もすでに貸してある建物につきましては、受当売却する場合でもある程度値段というものは

助 役～この方につきまして、先き5番さんの御質問にお答えいたしました通り、(ロ)項で持つてやるというふうな何を原則としては(イ)項でもつてやるというふうな何でございしますが、その場合においての処置については強制というふうな何は今の所考えておりません。あくまでも相談でもつて出来るだけ現在の使用の方が引受けてもらう様な方法で考えております。

19番～あくまでも話合でもつて解決付ける以外はないという訳ですね。

助 役～今の所はそういう事になっております。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時3分)

議 長～再開いたします。(午前11時8分)

1 番～本諮問案の趣旨は現在市有地を建物を目的として貸してあるので、貸してある賃貸料よりは解決した方がよいという趣旨のもとに諮問をやっている訳ですか。

地料の問題が貸した方がよいか。取つた方がよいかという関係と、地料が問題になると思います。もち論現在の地料は相当安いという事は聞いておりますが、借地法の12条でいう地料の値上この引上の請求権が市にはある訳です。従つてそういう方法で一定の希望目的の賃貸料と比較して、その適確であるという様な事について地主側と折衝してありますかどうか、又地主と現在の市と土地賃貸契約の内要はどういうふうな内要であるか、御説明願います。

助 役～賃貸料の問題について地主側の方と買主側の方と話合つた事はないそれから契約の内要につきましては年限にして10年、それから先き申上げました、市の方で必要の場合いつでも返還すると、この2ツが主になっております。

1 番～そうしますと、一応現在の地代は10年間は有効であるというふうな解いされるわけです。この契約にしてから10年経過して後は。

助 役～賃貸料の何については、更新することが出来る様な条項になつております。

1 番～そういう条項になる以上はやはり近隣土地の賃貸料に比替して賃貸料がそうとうの差がある場合は臨時で値上するということが出来るといふふうになつて、当然値上は出来るものとして予想される訳です。これを近隣土地の賃貸料と比替してですね。賃貸料を取つた場合にはどういふ事が考えられるかですね。そこも必要を要する問題ぢやないかどうか、従いましてもち論現在もすでに貸してある建物につきましては、妥当売却する場合でもある程度値段というものは

ある程度そこに自然的にこうそくされて来るんじゃないかと思う訳です。借地人に優先して来るという事になれば、近傍土地の地価よりはる程安くやらかちやいかんという事は、充分に想定出来る訳です。従つて若し市が思つている値で売れない場合はやはり地代を上げる以外には解決はないという事になりますので、その点充分研究してもらわんと、この問題は結論は出しかねるというふうに考える訳です。それについて当局としてどういふお考えですか

議長～暫休憩いたします。(午前11時11分)

議長～再開いたします。(午前11時30分)

- 1 番～当局にお伺いいたしますが、効率的な運用面から処分の方が良いという考えのもとに、この諮問は出されておるものと考えております。私がお聞きしたい事は、この処分した、いわゆる費用ですね。費用の効率的運用について一応考えられておるかどうか。それについて、処分した後の費用ですね。

市長～具体的にこれを買収するという案はもっておりませんが、方法としてはどうしても又市に必要な、それに変わるべき土地を購入したいと思つております。申上ますのは今市でも敷地さえあればこういうものが誘致出来るがと思う公共施設でも適当な土地が得られんためになかなか困つている様な点がありますので、今の所これという具体的な処分してあるその金額もそれははつきりしなし、今の所それという具体的な案はないんですが、結局出来るだけこれは有効に使うものに使いたいと思つております。

- 1 番～そういつた意味でありますならば、処分にした場合の一時的処分費の保管問題ですね。これは処分費の費用として具体的に方向づけをしておつた方が良くと思つておりますが、例えば一般財産基金に積み立てておくとか、必要がある場合はこれを通常の予算に繰入れた場合に年次的に消費されて行くと、効率的運用にはならないので、そこを充分に方針を決定しなければいかんと思つております。

- 4 番～議会がこの諮問に答申するということは、方針を決定するんだという事になりますが、その資料ではそういつた様な報告も打出せるかどうか。いささか疑問に思つておりますが、先き程休憩の場合に総務課長の話では、まだ比較対象するこの資料がまだ検討してないのと。例えば周囲の管理する場合、周囲の賃貸料または又契約更新後の資料がどの程度賃貸料になるかどうか、そういつた様なもの或はそれを処分する場合に大体平均もち論これは中の地価と或は又道路等に面している地価が大部差があると思つておりますが、平均してどの程度の周囲の状況からして或は又取得権がある現在の使用者に対して、優先的に処分した場合大体平均してどの程度を売れるんじゃないかと

ある程度そこに自然的にこうそくされて来るんじゃないかと思う訳です。借地人に優先して来るという事になれば、近^所土地の地価よりはある程度安くやらずにいかんという事は、十分に想定出来る訳です。従つて若し市が思っている値段で売れない場合はやはり地代を上げる以外には解決策はないという事になりますので、その点充分研究してもらわんと、この問題は結論は出しかねるというふうに考える訳です。それについて当局としてどういうお考えですか

議長～暫休憩いたします。(午前11時11分)

議長～再開いたします。(午前11時30分)

- 1 番～当局にお伺いいたしますが、効率的な運用面から処分の方が良いという考えのもとに、この諮問は出されておるものと考えております。私がお聞きしたい事は、この処分した、いわゆる費用ですね。費用の効率的運用について一応考えられておるかどうか。それについて、処分した後の費用ですね。

市長～具体的にこれを買^買うという案はもっておりませんが、方法としてはどうしても又市に必要な、それに変わるべき土地を購入したいところ思っております。申上ますのは今市でも敷地さえあればこういうものが誘致出来るがと思う公共の施設でも適当な土地が得られんためになかなか困っている様な点がありますので、今の所これという具体的な処分してあるその金額もそれははつきりしなし、今の所それという具体的な案はないん^が、結局出来るだけこれは有効に使うものに使いたいところ思っております。

- 1 番～そういつた意味でありますならば、処分にした場合の一時的処分費の保管問題ですね。これは処分費の費用として具体的に方向づけをしておつた方が良くと思いますが、例えば一般^な財産基金積立にまわしておくとか、必要があるまればこれを通常の予算に繰入れた場合に年次的に消費されて行くと、効率的運用にはならないので、そこを充分に方針を決定しなければいかんところというふうに思います

- 4 番～議会がこの諮問に答申するということは、方針を決定するんだということになります。その資料ではそういつた様な宣告も打出せるかどうか。いささか疑問に思っておりますが、先き程休憩の場合に総務課長の話では、まだ比較対象するこの資料がまだ検討してないと。例えば周囲の管理する場合、周囲の賃貸料或は又契約更新後の資料がどの程度賃貸料になるかどうか、そういつた様なものと或はそれを処分する場合に大体平均もち論これは中の地価と或は又道路に面している地価が大部差があると思いますが、平均してどの程度周囲の状況からして或は又取得権がある現在の使用者に対して、優先的に処分した場合大体平均してどの程度を売れるんじゃないかと

処分出来るんぢやないかといった様な。ある程度の比較出来る様な資料がないと売つて良いものか或は又そのまま地料を上げて管理し難いのか、その辺が全然皆目、わかりませんので、その大体の線付をですね資料として出して載くならば直ぐある程度は見透しがつけてられるんぢやないかというふうに考えられます。それとあつて地域の状況を私前から見っておりますが、やはり地価はものすごく上つておりますが、賃貸料においては以前としまして民間の場合は上つておりません。それからするとやはり後何ヶ年、或は来年が更新だと契約更新だという事になるんだが、はたして市が意図している地料が、地料の値上が出来るかどうか、それに対してある程度疑問を持っておりますので、そういう様な面と、それから平均してどの程度売れるかどうか、その辺の比較になる資料がなりかねる、はつきりした線が打出せないかというふうに考えますが、それについて。

市長～一応この財産もまず処分しても良いというこの諮問に対して答申を得られるならば、その時期とか値段とかいうものは、更に委員会をですね、作つてそしてそこで査定をし、大体どの程度の値段が適当であると、又或は時期もそういうふうな最終的な計画は、これから立てるので今すぐいくられ売れるとかいう事はまだ考えておりません。

4番～処分をするという諮問を答申するからにはですね、どの程度で売れるんぢやないかと、そうすると平均してどの程度どれが借すよりかは良いし、或は又使用者においてもですね、ずつと前から買いたいという様な市民からはつきり意向がもらしておりますが、しかし、市が今まで売らなかつたんだという事が、今までの経過でありますので、そういう所によつて売つても良いという答申がですね、売つても良いという答申はおむむつしやる様に具体的な。例えば前の方がいくらとか、或は後はいくらといったように値段のですね。差額が出て来るんぢやないかと思ひますが、あの周囲のですね、状況からしてどの程度売れるから売つた方が貸すよりは良いんだという様なですね。ある程度の資料がでないかぎり議会として、売つて良いとか或は売るよりは値上して貸した方が良いんだといった様な基本的な線がはつきり打出せないんぢやないかといった様な点で。

助役～基本的な線というのは適当な値段であれば売つても良いかという事です。あの辺の周辺を調査してですね、今の所は基本的な何はあの辺の地代もいろいろ調べて資料も集めて、そして道もそこはいくらと、それから一寸中へ入るといくらというふうに段階がつくと思ひますが、適当な値段という事、今の所いくらという線は一寸持つておりません。

議長～暫休憩いたします。(午前11時39分)

処分出来るんぢやないかといった様な、ある程度の比裕出来る様な資料がないと売つて良いものか或は又そのまま地料を上げて管理して良いのか、その辺が全然皆目、わかりませんので、その大体の線ですすね資料として出して載くならば直ぐある程度は見透しが付けられるんぢやないかというふうに考えられる訳です。それとあの地域の実状を私前から見ておりますが、やはり地価はものすごく上つておりますが、賃貸料においては以前として民間の場合は上つておりません。それからするとやはり後何ヶ年、或は来年が更新だと契約更新だという事になるんだが、はたして市が意図している地料が、地料の値上が出来るかどうか、それに対してある程度疑問を持つておりますので、そういった様な面と、それから平均してどの程度売れるかどうか、その辺の比喩になる資料がなりかねる、はつきりした線が打出せないかというふうに考えますが、それについて。

市長～一応この財産もまず処分しても良いというこの諮問に対して答申を得られるならば、その時期とか値段とかいうものは、更に委員会をですすね、作つてそしてそこで査定をし、大体どの程度の値段が適当であると、又或は時期もそういうふうな最終的な計画は、これから立てるので今すぐいくられ売れるとかいう事はまだ考えておりません。

4番～処分をするという諮問を答申するからにはですすね、どの程度で売れるんぢやないかと、そうすると平均してどの程度どれが借すよりかは良いし、或は又使用者においてもですすね、ずつと前から買いたいという様な市民からはつきり意向がもらしてありますが、しかし、市が今まで売らなかつたんだという事が、今までの経過でありますので、そういった所によつて売つても良いという答申がですすね、売つても良いという答申はおおむねつしやる様に具体的な。例えば前の方がいくらか、或は後はいくらかといったように値段のですね。差額が出て来るんぢやないかと思ひますが、あの周囲のですね、状況からしてどの程度売れるから売つた方が貸すよりは良いんだという様なですね。ある程度の資料がでないかぎり議会として、売つて良いとか或は売るよりは値上して貸した方が良いんだといった様な基本的な線ははつきり打出せないんぢやないかといった様な点で。

助役～基本的な線というのは適当な値段であれば売つても良いかという事です。あの辺の周辺を調査してですすね、今の所は基本的な何はあの辺の地代もいろいろ調べて資料も集めて、そして道もそこはいくらか、それから一寸中へ入るといくらかというふうに段階がつくと思ふんですが、適当な値段という事、今の所いくらかという線は一寸持つておりません。

議長～暫休憩いたします。(午前11時39分)

議長～再開いたします。(午前11時46分)

4番～もう少し真意を、もう1回確かめたいと思っております。今まで管理してまいつた訳であります。管理の成果を上げるために相当努力をして来たんだが現時点においては、そのまま管理するよりか処分して又外の所でうんと投資的に運用したいんだと、その資金を運用したいんだという事はつきり伺えると思ひますが、そういった様な真意がはつきりしておりますか。

市長～はい。

1番～念のためもう1つお聞きしたいと思ひます。この審問の内容はあくまでも基本的な方向を決定するものであつて、その問題が具体化した場合には新しく議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、营造物。又は議決に付すべき契約に関する条例の第2条を適用して、議会の決議を求めるといふ方針で打出されたんですね。そういうふうに解しやくしたいと思ひますが。

議長～大体質疑もつきたようであります。本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

4番～本審問の市有財産の管理及び処分についてであります。只今までの審議の過程においてやはり現在管理している。該地域においてはいろいろな面で支障があつた事も充分伺へたし。尚又その管理するよりは尚処分して効率的に運用したいんだという様な市長のはつきりした真意もございましたので、尚又この処分の方法については次々検討されると思ひますが、基本的には処分に賛成して、そして処分の方法についてはもつと慎重に検討して、こちらにも上げてあります所の使用者に優先的に宅地をあたえるんだといつた様な立場から進めて載きたいと思ひます。

議長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りまいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、本案に対する討論を打切ることにいたします。

議 長～再開いたします。(午前11時46分)

4 番～もう少し真意を、もう1回確かめたいと思っております。今まで管理してまいつた訳であります。管理の成果を上げるために相当努力をして来たんだが現時点においては、そのまま管理するよりか処分して又外の所でうんと投資的に運用したいんだと、その資金を運用したいんだという事がはつきり伺えると思っておりますが、そういった様な真意がはつきりしておりますか。

市 長～はい。

1 番～念のためもう1つお聞きしたいと思います。この諮問の内容はあくまでも基本的な方向を決定するものであつて、その問題が具体化した場合には新しく議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物。又は議決に付すべき契約に関する条例の第2条を適用して、議会の決議を求めるという方針で打出されたんですね。そういうふうに解しやすくしたいと思います。

議 長～大体質疑もつきたようでありますが、本案に対する質疑を打切ることには御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～本諮問の市有財産の管理及び処分についてであります。只今までの審議の過程においてやはり現在管理している。該地域においてはいろいろな面で支障があつた事も充分伺えたし、尚又その管理するよりは尚処分して効率的に運用したいんだという様な市長のはつきりした真意もございましたので、尚又この処分の方法については次々検討されると思つていますが、基本的には処分に賛成して、そして処分の方法についてはもつと慎重に検討して、こちらにも上げてあります所の使用者に優先的に宅地をあたえるんだといった様な立場から進めて載きたいと思つております。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りまいと思つていますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案に対する討論を打切ることいたします。

議 長～諮問第2号，市有財産の管理及び処分についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め，諮問第2号，市有財産の管理及び処分については，原案通り可として答申することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時52分)

議 長～再開いたします。(午前11時53分)

議 長～午前 of 日程はこれをもつて全部終了したので，これをもつて終る
午後2時より再開いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議 長～再開いたします。(午後2時3分)

議 長～日程の順に従いまして継続審議中の議案第7号，1964年度宜野
湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。
本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので引続き
質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時6分)

議 長～再開いたします。(午後2時25分)

18番～才入で9款雑収入2目の過年度収入で貸貸料となつておりますが，
貸貸料は財産収入かと思ふ。あえて過年度収入にした理由は，過年
収入になるとこれは公法上の債権になるか或は私法上の債権になる
のか，雑収入となるのかと。貸貸料は当然財産収入だというふうにか考
えるんですが，この雑収入となると公法，私法問わず時効にかかつた
ものに対する雑収入というふうに解されるかと思ふんですが，ここ
でいう所の9款の雑収入の附記の所の貸貸料の解しやくですな。

助役～政府の方の何としましても充衆の予算形式からしまして，充前のと
は附記の所も，滞納繰越分については全部過年度収入，雑収入の過
年度収入の方で受ておりましたので，税金については滞納繰越によ
つてその税金の段で整理すべきだというふうな見解で，この貸貸料
については雑収入というふうになつておりますが，過年度収入とい
う何からしまして過年度収入の方が款は雑収入の款になつておりま
す。

議 長～諮問第2号，市有財産の管理及び処分についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め，諮問第2号，市有財産の管理及び処分については，原案通り可として答申することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時52分)

議 長～再開いたします。(午前11時53分)

議 長～午前の日程はこれをもつて全部終了しましたので，これをもつて終る
午後は2時より再開いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議 長～再開いたします。(午後2時3分)

議 長～日程の順に従いまして継続審議中の議案第7号，1964年度宜野
湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。
本案は質議の段階において継続審議になっておりましたので引き続き
質議を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時6分)

議 長～再開いたします。(午後2時25分)

18番～才入で9款雑収入2目の過年度収入で貸貸料となつておりますが，
貸貸料は財産収入かと思う。あえて過年度収入にした理由は，過年
収入になるとこれは公法上の債権になるか或は私法上の債権になる
のか，雑収入となるのかと。貸貸料は当然財産収入だというふうに考
えるんですが，この雑収入となると公法，私法問わず時効にかかつた
ものに対する雑収入というふうに解されるかと思うんですが，ここ
でいう所の9款の雑収入の附記の所の貸貸料の解しやくですね。

助役～政府の方の何としましても充前の予算形式からしまして，充前のと
は附記の所も，滞納繰越分については全部過年度収入，雑収入の過
年度収入の方で受けておりましたので，税金については滞納繰越によ
つてその税金の段で整理すべきだというふうな見解で，この貸貸料
については雑収入というふうになつておりますが，過年度収入とい
う何からしまして過年度収入の方が款は雑収入の款になつておりま
す。

18番～過年度収入では間違ないかと思うんですが、政府の見解と、ここでいう所の予算上は財産収入だと、年度が過ぎてしまえば、又それを受けるといふ根拠があるかどうか。

助 役～別にそういう根拠はありませんか。

18番～そうなると、もち論これは形式の現し方の問題だと思うんですが、そういう事は別として政府の見解がどうあろうが、実際に3款で受けるべきのが妥当であるか、或はこれを9款の過年度収入だと、しかし附記には賃貸料という事になると、その見解について、お伺いたします。

助 役～賃貸料の何については、財産収入には間違いないんですが、先きから申上げます様に過年度支出、過年度収入という立前で雑収入、雑支出というふうな取り扱いをしておるのでございますが、これをこの取扱いをしておりますのは税金については、そういうふうな見解を政府の方も表明しているのをごさいます。この方については別に今の所は表明しておりませんので、これから検討して行きたいと思っております。

債権の権利はないんだと、ここでいう所の賃貸料は当然計上されて未収の分だというふうになると、ここでいう所の雑収入の過年度収入というのと雑収入というのとは性格が違ふと、直ぐ1拳で決算と比べて見た場合には何だか賃貸料の時効にかかった分の収入だと解されるんだが、ここでいう所の賃貸料そのものは時効にかかったものが、含まれておるかですね。

助 役～時効にかかっているのは含まれておりません。

18番～そうなると当然の財産収入という事には変りはないんだという事ですね、前回までの予算が費目存置だと、決算に現われておりますのが2,590ドル、そこらの未収入である。その内のどれが主になつておるかですね。その賃貸料の主な未収の、ここで入つたという分についてどこが主に地域の賃貸料が主なるか。

助 役～過年度収入でございますが、この方。

18番～それと過年度という事になると、その内の年度別は。

助 役～年度別ははつきり数字は持つておりませんが、61・62・63年があるんぢやないかと思つております。

18番～決算に現れている所の2,590ドルそこらと比較しました場合には、まだ相当の賃貸料の未収があるんだというような事がいえるかと思うんですが、あるかどうか。

18番～過年度収入では間違ないかと思うんですが、政府の見解と、ここでいう所の予算上は財産収入だと、年度が過ぎてしまえば、又それで受けるという根拠があるかどうか。

助 役～別にそういう根拠はありませんか。

18番～そうすると、もち論これは形式の現し方の問題だと思うんですが、そういう事は別として政府の見解がどうあろうが、実際に3款で受けるべきのが妥当であるか、或はこれを9款の過年度収入だと、しかし附記には賃貸料という事になると、その見解について、お伺いいたします。

助 役～賃貸料の何については、財産収入には間違いないんですが、先きから申上げます様に過年度支出、過年度収入という立前で雑収入、雑支出というふうな取り扱いをしておるのでございますが、これをこの取扱いをしておりますのは税金については、そういうふうな見解を政府の方も表明しているのでもございますが、この方については別に今の所は表明しておりませんので、これから検討して行きたいと思っております。

債権の権利はないんだと、ここでいう所の賃貸料は当然計上されて未収の分だというふうになつると、ここでいう所の雑収入の過年度収入というのと雑収入というのとは性格が違つと、直ぐ1挙で決算と比べて見た場合には何だか賃貸料の時効にかかつた分の収入だと解されるんだが、ここでいう所の賃貸料そのものは時効にかかつたものが、含まれておるかですね。

助 役～時効にかかつておるのは含まれておりません。

18番～そうすると当然の財産収入という事には変りはないんだという事ですね、前回までの予算が費目存置だと、決算に現われておりますのが2,590ドル、そこらの未収入である。その内のどれが主になつておるかですね。その賃貸料の主な未収の、ここで入つたという分についてどこが主に地域の賃貸料が主なるか。

助 役～過年度収入でございますが、この方。

18番～それと過年度という事になると、その内の年度別は。

助 役～年度別ははつきり数字は持つておりませんが、61.62.63年があるんぢやないかと思つております。

18番～決算に現れている所の2,590ドルそこらと比較しました場合には、まだ相当の賃貸料の未収があるんだというような事がいえるかと思うんですが、あるかどうか。

助 役～この外にはございません。この決算に現われておる額外に、これ全部過年度収入として調定されております。

18番～賃貸料は相手から納めて入つたものであるか、督促をして入つた収入であるか。

助 役～これは督促の何でございませう。

10番～1項の都市計画費の工事請負費の2,800ドルの減について御説明願います。

助 役～私の方からお答え申し上げます。この方は62年度から63年度までの工事としまして、普天間の30号線よりの排水工事があります。ですが、これの続きとして64年度にもこれらの工事を政府にお願いしてやるんだというふうに当初予算においては計上しておきました。前に市長さんの方から御説明がありました通りに、政府予算では、これは64年度にはどうしてもできないと、日本援助の資金にまわさなければ出来ないというふうな事で、64年度で突進見込みがない様うになつておりますので、この方の減でございませう。

10番～政府予算の場合には2万ドル計上されておりますが、又才入の方の政府補助が当初予算よりは上つて金額は上つておりますが、いわゆるこれを含めた当初予算の内容であります。その補助をなくして政府の補助金が上つているのは、どういう事業、どういうものにおいて金額が上つているか。

助 役～この2,800ドルのとは、先き申し遅れましたが、政府補助金としての2,800ドルではございません。先き申上げました普天間の排水工事の資金2万ドルの中の~~経~~応費の4,000ドルというふうな何が結局は不用というふうなかつこうということになりますので、政府補助金の方は今の所まだつながらりをもたす意味において、そのままにしております。~~経~~応費の方だけ減にしてある訳であります。この4,000ドルが結局は減にならなければいけない訳でございませう。すずらん通りの~~経~~費工事に何に付きました。当初予算において18,000ドル見込み予算は取られておりました。この方が政府査定の方において1,200ドルになつておりますので、このふえた分の~~経~~応費の方が結局は1,200ドルになつておりますので。その方が4,000ドルで、こちらで減るべきだつたんだが、向こうの方に1,200ドル行つておりますので、結局2,800ドルの減というふうになつていく訳でございませう。

4番～只今の2,800ドルの減については、政府予算では出来ないという事です。64年度においてはこれの工事見積り額はいくらですか。

助 役～この外にはございません。この決算に現われておる額外に、これ全部過年度取入として調定されております。

18番～賃貸料は相手から納めて入つたものであるか、督促をして入つた取入であるか。

助 役～これは督促の何でございます。

10番～1項の都市計画費の工事請負費の2,800ドルの減について御説明願います。

助 役～私の方からお答え申し上げます。この方は62年度から63年度までの工事としまして、普天間の30号線よりの排水工事があります。が、この続きとして64年度にもこれらの工事を政府にお願いしてやるんだというふうに当初予算においては計上しておきました。が、前に市長さんの方から御説明がありました通りに、政府予算では、これは64年度にはどうしてもできないと。日本援助の資金にまわさなければ出来ないというふうな事で、64年度で実施見込みがない様うになつておりますので、この方の減でございます。

10番～政府予算の場合には2万ドル計上されておりますが、又才入の方の政府補助が当初予算よりは上つて金額は上つておりますが、いわゆるこれを含めた当初予算の内容であります。その補助をなくして政府の補助金が上つているのは、どういう事業、どういうものにおいて金額が上つているか。

助 役～この2,800ドルのとは、先き申し遅れましたが、政府補助金としての2,800ドルではございません。先き申上げました普天間の排水工事の資金2万ドルの内の対応費の4,000ドルというふうな何が結局は不用というふうなかつこうということになりますので、政府補助金の分は今の所まだつなかりをもたず意味において、そのままにしております。対応費の方だけ減にしてある訳であります。この4,000ドルが結局は減にならなければいけない訳でございまして、すずらん通りの補償工事の何に付きました。当初予算において18,000ドル見込ん予算は取られておりました。この方が政府査定の方において1,200ドルになつておりますので、このふえた分の対応費の方が結局は1,200ドルになつておりますので、その方が4,000ドルで、こちらで減るべきだつたんだが、向こうの方に1,200ドル行つておりますので、結局2,800ドルの減というふうになつていく訳でございまして。

4番～只今の2,800ドルの減については、政府予算では出来ないという事ですね。64年度においてはこれの工事見積り額はいくらですか。

助 役～20,000ドルです。

4 番～20,000ドルですか。そうしますと日本政府からの援助資金ぢやないといかんと、今の御説明であります、これの見透については。

助 役～今の所はつきりしておりません。

4 番～そうするとせつかく64年度において計画したのが、政府の補助金ではできないという事で、65年度においても見込みはない事が見解にされた訳ですか。

助 役～この方は64年度でございますので、65年度はこれからという事になりますので、あれとの関連はない訳です。

4 番～だから65年度においても一応計画はもっておりますか。

助 役～これは引続き施工というふうな考えを持っておりますので、こつちとしましては、中学校入口の方からの排水、それから歩道工事、これを計画しておる訳でございます、その方の何んとして結局は64年度においては政府独特の資金では出来ない、日本政府の援助資金ぢやなければというふうな事で、今の所64年度では見込の方がうすいようなかつこうになっております。これが65年度で果して出来るかどうかということについて、現段階において、まだはつきりしておりません。

4 番～それから才入であります、5款1項5目の産業補助金であります。この補助金は929ドルはいつておりますが、これの申請額はいくらになりますか、こちらから申請した額についてはどの位の額が申請されたか。

助 役～この方が申請額になつてゐる訳でございます。

4 番～やはりその場合には自主的な市の計画によつて政府に申請するという仕組になつてゐると思ひますが、そういう事になるんぢやなくして、向こうからこれだけやるから、こうしなさいといった様な式のものであるかどうか。

助 役～この方は割当式のものではございません。市の計画によつて政府の方が補助を出すのであります。

4 番～市が申請した全額もらえたという事になるのか。

助 役～この方はですね、申請の段階でありまして指令の何については、はつきりまださせておりませんので、政府としては、こつちの方政府の

助 役～20,000ドルです。

4 番～20,000ドルですか。そうしますと日本政府からの援助資金ぢやないといかんと、今の御説明であります。これの見透については。

助 役～今の所はつきりしておりません。

4 番～そうするとせつかく64年度において計画したのが、政府の補助金ではできないという事で、65年度においても見込みはない事が見解にされた訳ですか。

助 役～この方は64年度でございますので、65年度はこれからという事になりますので、あれとの関連はない訳です。

4 番～だから65年度においても一応計画はもっておりますか。

助 役～これは引続き施工というふうな考えを持つておりますので、こつちとしましては、中学校入口の方からの排水、それから歩道工事、これを計画してある訳でございます。その方の何んとして結局は64年度においては政府独特の資金では出来ない。日本政府の援助資金ぢやなければというふうな何で、今の所64年度では見込の方がうすいようなかつころとなっております。これが65年度で果して出来るかどうかということについて、現段階において、まだはつきりしておりません。

4 番～それから才入であります。5款1項5目の産業補助金であります。この補助金は929ドルはいつておりますが、これの申請額はいくらになりますか、こちらから申請した額についてはどの位の額が申請されたか。

助 役～この方が申請額になつてゐる訳でございます。

4 番～やはりその場合には自主的な市の計画によつて政府に申請するという仕組になつてゐると思ひますが、そういう事になるんぢやなくして、向こうからこれだけやるから、こうしなさいといつた様な式のものであるかどうか。

助 役～この方は割当式のものではございません。市の計画によつて政府の方が補助を出すのであります。

4 番～市が申請した全額もらえたという事になるのか。

助 役～この方はですね、申請の段階でありまして指令の何については、はつきりませせておりませんので、政府としては、こつちの方政府の

補助金はないにしても計画している所へ政府の方が特化の面と、それから花一杯運動の2ツの方から政府の方針が従来の方針と委つて補助を市町村の方でこういう何を経営する所においては補助を出すというふうな何から今年から、今年の間途中から、そういうふうな何に委つて来ましたので、ちよどこつちの方もそういうふうな何で計画しておりました所へ、これが政府から来ましたので、こつちの計画高を政府の方に申請してある訳であります。政府の方としては大体そういうふうな何で出来るんぢやないかという見解はしておりますので、まだはつきした内示は受けておりません。

4 番～才出の2款5項3目の退職給与金の1,330ドルについての御説明を願います。更に又次のページの今日加入された所の旅費、それから報償費800ドルについて説明願います。それから最後のページの7款1項20目の20節であります。この土地賃借料であります。これはどこに賃借しておりますか。現在市がもっている所有している土地ではこの種びようほの設置は出来ないかどうか。それについてお伺いします。

市長～都市計画費の中の調査費の委託費を2,500ドルにし、そして4節と8節を新らしくそこに加入して、4節旅費それから8節の報償費各々200ドルに100ドルを出してありますね。この所を私の方から御説明申し上げたいと思います。この委託費の方はずっとこれから続けてやるんでありますが、これだけではどうせ成もしない。そこでどうの仕事を進めるのにどうしても調査がいりますゆゑ。この際ちよどこ議員団が出発する期会に、これは調査の方法はこれから打合せて日程はきめるんですが、助役さんを本土の方に、特にもつと具体的に申上ると埋立事業の面を調査してもらうところ思つております。ここには都計調査費になつておりますが、もつと具体的に埋立事業として名前付けてさしつかえないんぢやないかと思ひますが、市では埋立は都計の1環としてやつておりますので、こちらには埋立の調査費というふうにしてあります。その場合にどうしても資料得るには行先地にいろいろお世話にもなるし、或は資料を載くにも、そのままだでは困ると思ひますので、一応ここに報償費として100ドルだけは向こうに調査地における所の謝礼として、ここに予算を出した訳であります。尚その外の個所は助役やその他の関係課長から説明して載きます。

総務課長～退職給与金の御質問でございますが、この方は前収入役への退職給与金であります。現在の収入役への退職給与金であります。その方は職員の場合と、それから吏員の場合です。吏員の場合と今度の方は役員の場合とは役職の場合とは身分上において違いがございます。それで一応役員から今度は一応吏員の方から役職に何する場合には、一応吏員はやめて、そして役職として任命するというふうな事になりますので、身分上は一応は切れるという事になります。

補助金はないにしても計画している所へ政府の方が幹化の面と、それから花一杯運動の2ツの方から政府の方針が従来の方針と変つて補助を市町村の方でこういう何を経営する所においては補助を出すというふうな何から今度から、今年の年度途中から、そういうふうに変つて来ましたので、ちようどこつちの方もそういうふうな何で計画してありました所へ、これが政府から来ましたので、こつちの計画高を政府の方に申請してある訳であります。政府の方としては大体そういうふうな何で出来るんぢやないかという見解はしておりますので、まだはつきした内示は受けておりません。

4 番～才出の2款5項3目の退職給与金の1,330ドルについての御説明を願います。更に又次のページの今日加入された所の旅費、それから報償費800ドルについて説明願います。それから最後のページの7款1項20目の20節であります。この土地賃借料であります。これはどこに賃借しておりますか。現在市がもっている所有している土地ではこの種びようほの設置は出来ないかどうか。それについてお伺いします。

市長～都市計画費の中の調査費の委託費を2,500ドルにし、そして4節と8節を新らしくそこに加入して、4節旅費それから8節の報償費各々200ドルに100ドルを出してありますね。この所を私の方から御説明申し上げたいと思います。この委託費の方はずつとこれから続けてやるんでありますが、これだけではどうせ完成もしない。そこでこの仕事を進めるのにどうしても調査がいりますので。この際ちようど議員団が発する期会に、これは調査の方法はこれから打合せて日程はきめるんですが、助役さんを本土の方に、特にもつと具体的に申上ると埋立事業の面を調査してもらおうとこう思つております。ここには都計調査費になつておりますが、もつと具体的に埋立事業として名前付けてさしつかえないんじゃないかと思ひますが、市では埋立は都計の1環としてやつておりますので、こちらには埋立調査費というふうにしてあります。その場合にどうしても資料得るには行先地にいろいろお世話にもなるし、或は資料を載くにも、そのままでは困ると思ひますので、一応ここに報償費として100ドルだけは向こうに調査地における所の謝礼として、ここに予算を出した訳であります。尚その外の個所は助役やその他の関係課長から説明して載きます。

総務課長～退職給与金の御質問でございますが、この方は前収入役への退職給与金であります。現在の収入役への退職給与金であります。その方は職員の場合と、それから吏員の場合ですね、吏員の場合と今度は役職員の場合とは役職の場合とは身分上において違いがございます。それで一般役職員から今度は一般吏員の方から役職に何する場合には、一応吏員はやめて、そして役職として任命するというふうな事になりますので、身分上は一応は切れるという事になります。

それでこの方は現収入役の吏員当時の分の退職給与金、これが1,230ドル、それから労働基準法によりまして年次有給休かというのがございます。この有給休かが240時間まで積立なるわけでありまして、その240時間の分と相方の合計で1,330ドルというふうな何になります。

助 役～びようほの土地の件でございますが、現在まで野だけのずつと上の方中城境界の方でびようほをもつておりましたが、今回の計画又びようほのあり方からしてどうしても現在持っている所は不適であるという何でどうしても新たに持たなければいけないという何で適地を野だけの方にさがしてありますので、その方、もとあつたびようほを今度はかえして、新しく適当な個所をさがしておるとい様な何になつております。

4 番～現在市の所有してある土地が市内にあつちこつちにありますが、例えば志真志の大久保原も、そうとうじョクしている土地であるし、野だけの土地とそう変らんぢやないかというふうに考えられますがなぜそういつた、せつかく市がもっている土地を使わないで、あえて他の土地を借りなければならないかですね。

助 役～この方はびようほの性質からしてどうしても管理面又^{なま}~~ま~~木養成の何からしまして現在市の方が持っている個所では不適当だという何で外の土地を求めるといふようにしております。

4 番～土質の関係ですか。

助 役～土質でございませぬ。管理面ですわね。

4 番～~~なま~~木養成はございませぬ。

4 番～市が直接管理しているんぢやないですか。

助 役～なま木養成でございませぬので、普通のいもなえとか、半じなえの場合だつたらそういう事も考えられん事もないんですが、特種なま木養成になつておりますので、その管理上どうしても、適当な個所を求めなければいけないよう、現在もっている市有地の方では不適当だといふような見解でございませぬ。

4 番～調査費と謝礼金であります。粗立事業の基礎調査という事になるかと基礎作りのために大きな私は仕事ぢやないかと、そういうふうに考えますが、果してこれだけで充分かどうかむしろ私はもつとふやして、この大きな収獲を上げるべきぢやないかというふうに考えますが、それについて。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時5分)

それでこの方は現収入役の吏員当時の分の退職給与金、これが1,230ドル、それから労働基準法によりまして年次有給休かというのがございます。この有給休かが240時間まで積立なるわけでありまして、その240時間の分と相方の合計で1,330ドルというふうな何になります。

助 役～びようほの土地の件でございますが、現在まで野だけのずつと上の方中城境界の方でびようほをもっておりましたが、今回の計画又びようほのあり方からしてどうしても現在持っている所は不適であるという何でどうしても新たに持たなければいけないという何で適地を野だけの方にさがしてありますので、その方。もとあつたびようほを今度はかえして、新しく適当な個所をさがしておるといふ様な何になつております。

4 番～現在市の所有しておる土地が市内にあつちこつちにあります。例えば志真志の大久保原も、そうとうヒョクしている土地であるし、野だけの土地とそう変らんぢやないかというふうに考えられますがなぜそういつた、せつかく市がもっている土地を使わないで、あえて他の土地を借りなければならぬかですね。

助 役～この方はびようほの性質からしてどうしても管理面又^{なえ}びよう木養成の何からしまして現在市の方が持っている個所では不適当だといふ何で外の土地を求めるといふふうにしております。

4 番～土質の関係ですか。

助 役～土質でございませぬ。管理面ですね。

4 番～土質でございませぬ。

4 番～市が直接管理しているんぢやないですか。

助 役～なえ木養成でございますので、普通のいもなえとか、キジなえの場合だつたらそういう事も考えられん事もないんですが、特種なえ木の養成になつておりますので、その管理上どうしても、適当な個所を求めなければいけないようで、現在もっている市有地の方では不適当だといふような見解でございます。

4 番～調査費と謝礼金であります。埋立事業の基礎調査という事になると基礎作りのために大きな私は仕事ぢやないかと、そういうふうに考えますが、果してこれだけで充分かどうかむしろ私はもつとふやして、この大きな収獲を上げるべきぢやないかというふうに考えますが、それについて。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時5分)

議 長～再開いたします。(午後3時10分)

3 番～4款1項1目の道路維持修繕費の石粉代であります。当初予算で4,980ドルを維持修繕費に組まれておりますが、例年の例を取つて行つた場合には、石粉が大分足らんと、市の需要にみたさなかつたということですが、この200ドルを追加することにおいて、充分であるかどうかですね。どういう方法でその石粉の採石或は分配の方法を考えておられるか、その点建設課長からよろしいですか御説明願います。

建設課長～私の方から御説明申し上げます。この追加更正される200ドルは石粉の原材料費に当てようと考えております。これは11月20日から4日間にわたつて野だけの方から石粉を採石して、それでこの分についてこの5月にもう一麥石粉を出す予定でありますので、その分を見込んで、尚200ドルたりないということ、この200ドルを追加してある訳であります。これによりましてこの5月にも前年度と同じように石粉がまかれるんじゃないかというふうに思つております。

3 番～野だけの方から石粉を取つている訳ですか、嘉敷の前にも石粉があるし、大山の方にもあるんですが、あの状況はどうなつていますか

建設課長～大山と嘉敷のこの石粉は非常に現在取りにくい状態にあります。それでブルを入れまして取つてもなかなか取れないと、現在では市販されている石粉、一般に売つている石粉を取つた方がいい位までに行つている訳なんです。それでこの石粉を取つて行く場合にどうしても取りにくい場合には、ブルのあいている時に、その作業をやらして、それで早急に入る場合は、他から持つてくるとか、それから又相談によつて取りやすい山から取つている訳です。今度の場合も野だけの方から取つております。

3 番～野だけの方は市の石粉取り場ですが、それとも個人有のものを請負させて買うという訳ですか。

建設課長～部蓄有であります。

3 番～部蓄有、条件はどうなつておりますか。

建設課長～条件は1台に入れて2ドル50セントというふうな計算になつております。

3 番～\$2,50 ですね。これは現場まで持つて来てですか。

建設課長～はい。そうであります。

議 長～再開いたします。(午後3時10分)

3 番～4款1項1目の道路維持修繕費の石粉代であります。当初予算で4,980ドルを維持修繕費に組まれておりますが、例年の例を取つて行つた場合には、石粉が大分足らんと、市の需要にみたさなかつたということではあります。この200ドルを追加することにおいて、充分であるかどうかですね。どういふ方法でその石粉の採石或は分配の方法を考えておられるか、その点建設課長からよろしいですか御説明願います。

建設課長～私の方から御説明申し上げます。この追加更正される200ドルは石粉の原材料費に当てようと考えております。これは11月20日から4日間にわたつて野だけの方から石粉を採石して、それでこの分についてこの5月にもう一麥石粉を出す予定でありますので、その分を見込んで、尚200ドルたりないということで、この200ドルを追加してある訳であります。これによりましてこの5月にも前年度と同じように石粉がまかれるんじゃないかというふうに思つております。

3 番～野だけの方から石粉を取つている訳ですか、嘉敷の前にも石粉があるし、大山の方にもあるんですが、あの状況はどうなつていますか

建設課長～大山と嘉敷のこの石粉は非常に現在取りにくい状態にあります。それでブルを入れまして取つてもなかなか取れないと、現在では市販されている石粉、一般に売つている石粉を取つた方がいい位までに行つている訳なんです。それでこの石粉を取つて行く場合にどうしても取りにくい場合には、ブルのあいている時に、その作業をやらして、それで早急に入る場合は、他から持つてくるとか、それから又相談によつて取りやすい山から取つている訳です。今度の場合も野だけの方から取つております。

3 番～野だけの方は市の石粉取り場ですが、それとも個人有のものを請負させて買うという訳ですか。

建設課長～部落有であります。

3 番～部落有、条件はどうなつておりますか。

建設課長～条件は1合に入れて2ドル50セントというふうな計算になつております。

3 番～\$2,50 ですね。これは現場まで持つて来てですか。

建設課長～はい。そうであります。

8 番～只今の道路維持修繕費に関連して、今のこの200ドルの石粉というのは野だけ管内のものを使用するとなつていますが、前年度の予算に4,980ドルというふうになつて計上され、更にこの場合追加更正で200ドルというふうになつておりますが、政府の事業でも1つの年間の計画がおありだと思ふ訳でありますけれども、この道路の維持修繕という場合に部審からの申し出によつて、そうして追加更正で計上したのだと、或は当局といたしまして、道路維持修繕費の内年間、次はどこ、その次はどこという様な計画があつてのそういう様な予算措置であるのか。

建設課長～現在の所、そういう年次的なのは、まだ立ておりません。所が農道は今の所石粉しきで大体出来あがつておりますので、その雨とかいろいろの条件によつて石粉が流されております。それでそれを補てんするという程度に止めております。実際この道路を整理するとなると相当の金がかかる訳でありますので、現在の所補修程度に止めて、ちく次なおしていきたいと思ひます。

8 番～雨等の関係で農道がこわされるということ、その部審の申し出によつて、こういう追加更正をしたという様なお話してありますが、これは道路修繕費にかかるすべての事業でもそうだと思ふんでありますけれども、年間を通してのはつきりした、その計画をですね。この今後やつてもらいたい、そうしないとゆき当りばつたりで、部審からこの個所がこわれたからその維持費としてやつて載きたんだという様なことになりますと、市のこういう1つの都市計画という様な施策をして、そのはつきりしないという様な個所が考えらりやしないかと思ふんだが、将来は是非年間の計画ということによつてやつてもらいたい。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時20分)

議 長～再開いたします。(午後3時21分)

10 番～7款2項の共進会費でございます。まだ共進会も終つていないのでございますが、報償費の方は約当初予算を3分の1不用にされておりますが、どういつたもんが不用になつておるか、又当初の計画と現在の計画との違い。その辺について御説明願ひたいと思ひます。

総務課長～私の方から補足説明申し上げます。この方は当初予算を編成する当時共進会の持ち方そういうものと、それから現時点における共進会の持ち方に少々変更を生じております。と申上げますのは一応この共進会というのは当初予算編成当時においては、従来の行政区を主体にし、まして各年度行なわれております様に地域共進会、各区単位の総合共進会、そういうふうな出品共進会というふうな角度で何しておりましたが、今回はちようど途中でいわゆる12月前半までは、

8 番～只今の道路維持修繕費に関連して、今のこの200ドルの石粉というのは野だけ管内のものを使用するとなつていますが、前年度の予算に4,980ドルというふうに計上され、更にこの場合追加更正で200ドルというふうになつておりますが、政府の事業でも1ツの年間の計画がとおりだと思ふ訳でありますけれども、この道路の維持修繕という場合に部落からの申し出によつて、そうして追加更正で計上したのだと、或は当局といたしまして、道路維持修繕費の内年間、次はどこ、その次はどこという様な計画があつてのそういう様な予算措置であるのか。

建設課長～現在の所、そういう年次的なのは、まだ立ておりません。所が農道は今の所石粉しきで大体出来あがつておりますので、その雨とかいろいろの条件によつて石粉が流されております。それでそれを補てんするという程度に止めております。実際この道路を整理するとなると相当の金がかかる訳でありますので、現在の所補修程度に止めて、ちく次なおしていきたいと思ひます。

8 番～雨等の關係で農道がこれされるということ、その部落の申し出によつて、こういう追加更正をしたという様なお話しであります、これは道路修繕費にかかるすべての事業でもそうだと思うんでありますけれども、年間を通してのはつきりした、その計画をです。この今後やつてもらいたい、そうしないとゆき当りばつたりで、部落からこの個所がこわれたからその維持費としてやつて載きたいんだという様なことになりますと、市のこういう1ツの都市計画という様な施策をして、そのはつきりしないという様な個所が考えたりやしないかと思ふんだが、将来は是非年間の計画ということによつてやつてもらいたい。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時20分)

議 長～再開いたします。(午後3時21分)

10番～7款2項の共進会費でございます。まだ共進会も終つていないのでございますが、報償費の方は約当初予算を3分の1不用にされておりますが、どういつたもんが不用になつておるか。又当初の計画と現在の計画との違い。その辺について御説明願ひたいと思ひます。

総務課長～私の方から補足説明申し上げます。この方は当初予算を編成する当時共進会の持ち方そういうものと、それから現時点における共進会の持ち方に少々変更を生じております。と申し上げますのは一応この共進会というのは当初予算編成当時においては、従来の行政区を主体にしまして各年度行なわれております様に地域共進会、各区単位の総合共進会、そういうふうな出品共進会というふうな角度で何しておりましたが、今回はちょうど途中でいわゆる12月前半までは、

いわけの旧部書形態でございましたが、1月以降新行政区になりまされたので、特にいわけ団体共進会、地域区単位の共進会ですか。これについては前半分と後半分の区域の変更とか、そういうことでは採点がむつかしいというふうなことから、この団体共進会は今回は一応何とします。新年度から又新しい単位とした新しい区を単位とし、た総合共進会の持ちかたを検討していくということでは、いわけの年度途中において、行政区再編というふうな大きな事業がございませしたので、自らこれの旧単位を主体として計画しておつたものが、廃止せざるを得なくなつたというふうな点が減の大きな原因になつております。

3 番～もう1つだけ、2款4項の管轄費の施設費であります。991ドルの予算に対して550ドルの更正になっておりますが、4月までそこで工事しているものは、この追加の分であるのか、前の予算枠の分の工事であるかですね。

総務課長～現在やつておるものは、前の分でございませ。今回のこれは、ちようどあの災害救助関係は、何とも関連して、毎月タラ物資というのがまいつております。民政府の方からもこのタラ物資の管理について非常に厳密な示達が行われております。というのは、スミとかいろいろ非常な危険なものを、それからの保護、それから今度はうちの市場の場合には倉庫が農薬とか、そういう薬とちやんぱんしてありましたので、非常に危険をまじると、そういうふうな事から民政府からも、品物と倉庫の示達を受けまして、幸い今度向こうを書類、それから薬品というこの前をはつきり区別して改造しよう、この新な分は特に物資倉庫の定額をとり難予防という何か恒久的なシャッター取付け工事を想定しておる。そういうものの今後の何が今度の計上額で、従来やつておるものは、従来予算による処置でございませ。

3 番～一括請負でない訳ですね。

総務課長～そうです。シャッター工事は切り離してやつております。

5 番～共進会費の中の需費1,698ドル報償費であります。これのいわける受賞資格の条件と市税或は水道使用料、或は土地建物のいわける賃貸料こういつた、いわける滞納者との関係はどうなつていますか。賃例えば滞納している人ですかね。この受賞者の中におりますか。報償費の対象者の中はですかね。共進会においていわける表賞その他やりますね。その方が仮りにある方面においては、そういうふうな市税或は使用料とか前付の義務を果してない、そういう関係はどうなつておりますか。

助役～報償の何については、報償の目的の何だけからしか査定はされておりませ。只今の市税納付の状況或は使用料、滞納の状況そういう

いわゆる旧部落形跡でございましたが、1月以降新行政区になりまされたので、特にいわゆる団体共進会、地域区単位の共進会ですか。これについては前半分と後半分の区域の変更とか、そういうことで採点がむづかしいというふうなことから、この団体共進会は今回は一応何すると、新年度から又新しい単位とした新しい区を単位とした総合共進会の持ちかたを検討していくということで、いわゆる年度途中において、行政区再編というふうな大きな事業がございまして、自らこれの旧単位を主体として計画しておつたものが、廃止せざるを得なくなつたというふうな点が減の大きな原因になっております。

- 3 番～もう1つだけ、2款4項の営繕費の施設費であります。991ドルの予算に対して550ドルの更正になっておりますが、4月までそこで工事しているものは、この追加の分であるのか、前の予算枠の分の工事であるかですね。

総務課長～現在やつておるものは、前の分でございまして。今回のこれは、ちょうどあの災害救助関係の何とも関連して、毎月ダラ物資というのがまいつております。民政府の方からもこのダラ物資の管理について非常に厳密な示達がされております。というのはネスミとかいろいろそういうものからの保護、それから今度はうちの市の場合には倉庫が農業とか、そういう業とちやんぼんしてありましたので、非常に危険を生じると、そういうふうな事から民政府からも相当嚴重な示達を受けまして、幸い今度向こうを書類、それから薬品ということをはつきり区別して改造しようと、この新な分は特に物資倉庫の前をとる難予防という何から恒久的なシャッター取付け工事を想定しております。そういうものの今後の何が今度の計上額で、従来やつているのは、従来の予算による処置でございまして。

- 3 番～一括請負でない訳ですね。

総務課長～そうです。シャッター工事は切り離してやつております。

- 5 番～共進会費の中の需要費1,698ドル報償費であります。これのいわゆる受賞資格の条件と市税或は水道使用料、或は土地建物のいわゆる賃貸料こういつた、いわゆる滞納者との関係はどうなつておりますか。例えば滞納している人のですね。この受賞者の中におりますか。報償費の対象者の中にはですね。共進会においていわゆる表賞その他やりますね。その方が仮りにある反面においては、そういうふうな市税或は使用料とか納付の義務を果してない、そういうふうな関係はどうなつておりますか。

助 役～報償の何については、報償の目的の何だけからしか査定はされておりません。只今の市税納付の状況或は使用料、滞納の状況そういう

ふうな何は加味されておられません。

5 番～結局法から見て関連であるという場合には、すでにおいて関連であるという形で。

助 役～いやそういう意味ではございません。

5 番～いや、結局そういうふうになるのではないですか。

助 役～この方は従来部落の方にやつておりました。納税の表賞の何の場合には、これは納税成績のいい様部落の方に報賞出しておる訳でございますが、他の報賞の何につきましても、例えばキジの多収獲でしたらその多収獲という何についての審査でありまして、税金とか使料とか、そういうふうな何とからましてもの審査にはなつておられません。

5 番～それは徴税というふうなことになるますから、納得出来ませんが、しかし施政におけるいわゆる指導育成という立場から共進会の部面において表賞するに値する方がおられる場合、もしその方が又一方納税の義務の面においては、やはりかんばしくない場合、これは一方をよい面をぞすね。よい面をやはり育てる意味において、そこに必要があれば、助役も市長も出かけていつて貴方々、一方ではこういうふうに非常に優秀な成績をあげております。しかし払うべきのを忘れていますから払つて下さいというふうに、貴方々が向こうにさいけいれいしてでも払わすべきだと思つておりますが、どうですか。

助 役～この方は報賞の方は今の本年度の予算では組んでございませぬですが、前に2、3回やつた様な何もございまして、その方につきましても、当然表賞に値する何からした場合においては、結局この方は好意というふうなかつこうになりますので、好意については義務と権利の方の両方から査定すべきじゃないかと考える訳でございます。それからその他の報賞の方で、そういうことまでやつていないという何につきましても、結局好意そのものに対する報賞ぢやなくして物に対する何になつておりますので、こういう面までやられてないという訳でございます。

5 番～私が申し上げたいのは、例えば経済課は経済課だけの分野からなめらんぢやなくて或は財政課もそうであります。共に相関連する問題が出た場合には、互に提携してやるべきであるのに、そういう態勢にあるかどうかには私は懸念しておる訳であります。以後その面に充分配慮してもらいますか、考慮してもらいますか。

助 役～検討の余地はあるんぢやないかと思つております。

ふうな何は加味されておられません。

5 番～結局法から見て関連であるという場合には、すでにおいて関連であるという形で。

助 役～いやそういう意味ではございません。

5 番～いや、結局そういうふうになるのではないですか。

助 役～この方は従来部落の方にやつておりました。納税の表賞の何の場合には、これは納税成績のいい様な部落の方に報賞出しておる訳でござりますが、他の報償の何につきましては、例えばキビの多収獲でしたらその多収獲という何について審査でありまして、税金とか使用料とか、そういうふうな何とからましての審査にはなつておられません。

5 番～それは徴税というふうなことになりますから、納得出来ませんが、しかし施政におけるいわゆる指導育成という立場から共進会の部面において表賞するに値する方がおられる場合、もしその方が又一方納税の義務の面においては、やはりかんばしくない場合、これは一方をよい面をですね。よい面をやはり育てる意味において、そこに必要があれば、助役も市長も出かけていつて貴方々、一方ではこういうふう非常に優秀な成績をあげております。しかし払うべきのを忘れていますから払って下さいというふうに、貴方々が向こうにさいいいれいしてでも払わすべきだと思っておりますが、どうですか。

助 役～この方は報償の方は今の本年度の予算では組んでございませんですが、前に2・3回やつた様な何もございまして、その方につきましては、当然表償に値する何からした場合においては、結局この方は好意というふうなかつこうになりますので、好意については義務と権利の方の両方から査定すべきじやないかと考える訳でござりますがそれからその他の報償の方で、そういうことまでやつていないという何につきましては、結局好意そのものに対する報償ぢやなくして物に対する何になつておりますので、こういう面までやられてないという訳でござります。

5 番～私が申し上げたいのは、例えば経済課は経済課だけの分野からながめるんぢやなくて或は財政課もそうであります。共に相関連する問題が出た場合には、互に提携してやるべきであるのに、そういう態勢にあるかどうかには私は懸念しておる訳であります。以後その面に充分配慮してもらいますか、考慮してもらいますか。

助 役～検討の余地はあるんぢやないかと思つております。

4 番～才入の手数料であります。原動機付自転車の登録手数料、その場合道路運送法のどの規定にもとずいて、これがなされるか。或は又窪野湾市の手数料及び使用料の徴収条例の中で、その他の証明0,17セントとありますが、これでやられるのか、それについてもう少し御説明をお願いします。

総務課長～この方はですね一応道路運送法の一部改正になりまして、その一部改正の中で原動機付自転車のいわゆる登録業務が、市町村の方に移管されております。それでその移管の法律改正と付帯しまして行政主席はこの移管に伴う市町村で行う業務のですね。費用について規則でもつて手数料の何を決めなけりやならないというふうになつて、主席の方が今度その法の施行規則という前提で市町村が取り扱う施行規則、規程以下の登録手数料に関する規程というのがございまして、それでもつて一応徴収することになっております。これは法律による市町村の業務ということになっておりますが、これはあくまで登録に対する業務であります。結局法とか村とかを市町村独自の規則規程にやなしに立法に伴う違反について取締りを承知の角度でやるべきぢやないかというふうに考えて、取締りという面については、市町村としては現在の所干渉出来ないんぢやないかと思つております。只登録に対する未登録者の催促ですか或は今度は何故登録をしないかとそういうような業務担当者としての立場上からの何は可能だと思ひますが、取締りということとは出来ないと思つております。

4 番～実際に業務をやる場合にですね、その自転車そのものが登録の業務やる訳ですね、その場合に一応は、その物件とですね、整備されたかどうか。いろいろな作業がですね、あるかと思うんですがね、只ちや受付けて直ぐプレートを上上げて手数料を取つてしまうのか。或は又17の具体的なその業務のですね内容が。

総務課長～端的に申上げれば、今ご質問のあつた様な内容の程度でございます。ナンバープレートを差し上げて取付けは指導しながら、場所とかそういう何を指定しまして取付けはさせます。

4 番～例えば登録したんだといつた様な検印ですね、検印もやる様になつていますか。

総務課長～それは申請がございまして、その車自体の封印はなされていないんぢやないかと思ひます。

18 番～土木費についてももう少し詳しく聞きたいと思ひます。5,180ドル、この予算は現在までにどの位使用されおるか、大体で結構です。先程の質問にもありましたが、例の200ドルこれは執行済であるか

4 番～才入の手数料であります。原動機付自転車の登録手数料、その場合道路運送法のどの規定にもとずいて、これがなされるか。或は又釜野湾市の手数料及び使用料の徴収条例の中で、その他の証明0,17セントとありますが、これでやられるのか、それについてもう少し御説明をお願いします。

総務課長～この方はですね一応道路運送法の一部改正になりまして、その一部改正の中で原動機付自転車のいわゆる登録業務が市町村の方に移管されております。それでその移管の法律改正と付帯しまして行政主席はこの移管に伴う市町村で行う業務のですね。費用について規則でもつて手数料の何を決めなけりやならないというふうになりまして、主席の方が今度その法の施行規則という前提で市町村が取り扱う施行規則、規程以下の登録手数料に関する規程というのがございまして、それでもつて一応徴収することになっております。これは法律による市町村の業務ということになっておりますが、これはあくまでも登録に対する業務であります。結局法とか規程すべてを市町村独自の規則規程ぢやなしに立法に伴う違反についての取締はご承知の角度でやるべきぢやないかというふうに考えて、取締りという面については、市町村としては現在の所干渉出来ないぢやないかと思っております。只登録に対する未登録者の催促ですか或は今度は何故登録をしないかというふうな業務担当者としての立場上からの何は可能だと思っておりますが、取締りということは出来ないと思っております。

4 番～実際に業務をやる場合にですね、その自転車そのものが登録の業務やる訳ですね、その場合に一応は、その物件とですね、整備されたかどうか。いろいろな作業がですね、あるかと思うんですがね、只ぢや受付けて直ぐプレートを上げて手数料を取ってしまうのか、或は又1 ㉞具体的なその業務のですね内容が。

総務課長～端的に申し上げれば、今ご質問のあつた様な内容の程度でございまして。ナンバープレートを差し上げて取付けは指導しながら、場所とかそういう何を指定しまして取付けはさせます。

4 番～例えば登録したんだといつた様な検印ですね、検印もやる様になってますか。

総務課長～それは申請がございまして、その車自体の封印はなされていないぢやないかと思っております。

18 番～土木費についてももう少し詳しく聞きたいと思っております。5,180 ドル、この予算は現在までにどの位使用されおるか、大体で結構です。先程の質問にもありましたが、例の200 ドルこれは執行済であるか

今からやるといふような計画のものであるのか。

建設課長～これは11月にキジの搬出がありまして、それで早急に石粉を出してくれとこういう様な各区からの申入れがありまして、それを早急にしようという訳で、取りやすい所の石だけの区にある山がございまして、この山の石粉を出しております。それでそのために、この5月にもう一麥石粉を出そうと思っておりますが、それに対して又更に不足する訳でありますので、その追加として200ドルを組んであります。そういうふうになっております。

18番～聞き違いだつたかも知れませんが、先程の答弁の中でどこからかの区から申請があつてその200ドルはそこに出したんだといふような聞き違いかと思つてますが、これはまちがいですね。結局は石粉を買つたんだといふ様な予算ですね。

建設課長～はいそうなんです。

18番～そこで63年の決算にも指摘はしておきましたが、行政効果の面として道路維持修繕というのは、我々が考えるには既設の道路の修繕だといふふうな解しておりました。決算に表われた所が必ずしもそういうふうな意図に使用されている様な形式ではなかつたと。しかしいくここで表われておりますのは、この現行予算においては、こういうふうな既設の道路に対して維持修繕だといふふうに解していかどうか、具体的に行政効果、予算の運用面からして。

建設課長～維持修繕費でありますので、道路として現在使用中の道路で修繕をした場合は、どうしてもそれに対して早急に修繕をするという意図から出来るだけその道路が有効に使われている道路でしかも破損があるという場合は、相方から出して、そして当初の方針では基本的な施設をしなから修繕もしていくという具合に考えておりますので、出来たらこの使途については多額の金を用するものは、輻員も大きく取つて修繕をしていくといふふうにして行きたいと思つております。

18番～昨年度の決算に表われた額は決算額が7,900ドル余りになっております。然しながら内容を検討しますと、必ずしもそういうふうな意図に使用された金ぢやなかつたといふ様なことも指摘したかと思つております。そこで市の方針として道路新設改良費は一応は市内の道路の全部の予算を取りました所がばく大な費用になつたと、そこで一応従来の方式を變えてそういう新設改良の方では独自の立場で別予算で施行しようといふふうなことであつたかと思つてますが、それは規程には道路土木工事補助金だといふふうな規程はある訳ですが、そういうふうな案内、いへば承認ですか。そういうものだつたかと思つてますが、昨年度の決算においては工事請負費

今からやるというふうな計画のものであるのか。

建設課長～これは11月に牛じの搬出がありまして、それで早急に石粉を出してくれとこういう様な各区からの申入れがありまして、それを早急に出そうという訳で、取り安すい所の野だけの区にある山がございしますが、この山の石粉を出しております。それでそのために、この5月にもう一麥石粉を出そうと思っておりますが、それに対して又更に不足する訳でありますので、その追加として200ドルを組んであります。そういうふうになっております。

18番～聞き違いだつたかも知れませんが、先程の答弁の中でどこからかの区から申請があつてその200ドルはそこに出したんだというふうな聞き違いかと思うんですが、これはまちがいですね。結局は石粉を買うんだという様な予算ですね。

建設課長～はいそうなんです。

18番～そこで63年の決算にも指摘はしておきましたが、行政効果の面として道路維持修繕というのには、我々が考えるには既設の道路の修繕だというふうに解しておりました。決算に表われた所が必ずしもそういうふうな意図に使用されている様な形式ではなかつたと、しかしここで表われておりますのは、この現行予算においては、こういうふうな既設の道路に対して維持修繕だというふうに解していいかどうか。具体的行政効果、予算の運用面からして。

建設課長～維持修繕費でありますので、道路として現在使用中の道路で補装をした場合は、どうしてもそれに対して早急に補装をするという意味から出来るだけその道路が有効に使われている道路でしかも破損があるという場合は、相方から出して、そして当初の方針では基本的な施設をしながら補装もしていくという具合に考えておりますので、出来たらこの使途については多額の金を用するものは、輻員も大きく取つて補装をしていくというふうにして行きたいと思っております。

18番～昨年度の決算に表われた額は決算額が7,900ドル余りになっております。然しながら内容を検討しますと、必ずしもそういうふうな意図に使用された金ぢやなかつたというふうなことも指摘したかと思えます。そこで市の方針として道路新設改良費は一応は市内の道路の全部の予算を取りました所がばく大な費用になつたと、そこで一応従来の方針を變えてそいつた新設改良費の方は独自の立場で別の予算で施行しようというふうなことであつたかと思うんですがそれは規程には道路土木工事補助金だというふうな規程はある訳ですが、そういうふうなあん目の内の、いへば承認ですか。そいつたものだつたかと思うんですが、昨年の決算においては工事請負費

とか或はその他の費用に相当多額な金が出されております。そこで今の御答弁の様にその道路維持修繕というのは本来のすがたは既設の道路の修繕だというふうに解しますので、最高度はその面に使用してもらう様に強く御要望申し上げます。

建設課長～それから先程の使用した金額は2月までに3,270ドルであります2月末までに。

議長～暫休憩いたします。(午後3時40分)

議長～再開いたします。(午後3時56分)

議長～質疑も大体つきたようではありますが、本案に対する質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することいたします。

議長～議案第7号、1964年度宜蘭市才入才出追加更正についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第7号、1964年度宜蘭市才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時58分)

議長～再開いたします。(午後3時59分)

とか或はその他の費用に相当多額な金が出されております。そこで今の御答弁の様にその道路維持修繕というのは本来のすがたは既設の道路の修繕だというふうに解しますので、最高度にその面に使用してもらう様に強く御要望申し上げます。

建設課長～それから先程の使用した金額は2月までに3,270ドルであります2月末までに。

議長～暫休憩いたします。(午後3時40分)

議長～再開いたします。(午後3時56分)

議長～質疑も大体つきたようではありますが、本案に対する質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することいたします。

議長～議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時58分)

議長～再開いたします。(午後3時59分)

議長～全日程が全部終了いたしましたので、こぞをもつて1964年度第
14回宜野湾市議会定例会を閉会いたします。
皆様方には長期間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてど
うも御苦労様でした。

議長～閉会（午後4時）

上記会議録の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であるこ
とを証するため、ここに署名する。

1964年 5月 3日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 石川 英之
議事録署名議員 高 野 敏 行

議 長～全日程が全部終了いたしましたので、こどもつて1964年度第
14回宜野湾市議会定例会を閉会いたします。
皆様方には長期間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてど
うも御苦労様でした。

議 長～閉会（午後4時）

上記会議録の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であるこ
とを証するため、ここに署名する。

1964年 〇 月 〇 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

石川 真之
高 野 敏 行